

令和7年(行ウ)第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

準備書面(2)

令和8年1月30日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

富岡 宏

小西 俊 輔

山城 道 子

原田 直 世

中島 圭 一

高橋 花 朝

被告は、本書面において、原告らの令和7年11月5日付け訴えの変更申立書(以下「本件変更申立書」という。)により変更された請求の趣旨(以下、変更後の訴えを改めて「本件地位確認の訴え①」という。)に対する答弁を行うとともに、原告らの同年10月16日付け第1準備書面(本案前の主張)(以下「原告第1準備書面」という。)に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるものを除き、従前の例によることとし、特に断りのない限り、選挙期間中の選挙運動のみを指して「選挙運動」の語を用いることとする。

## 第1 本件変更申立書に係る請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えを却下する
- 2 訴訟費用は原告■■■■の負担とする  
との判決を求める。

## 第2 本件地位確認の訴え①の適法性に係る反論

### 1 前記第1の答弁の理由

原告は、原告第1準備書面において、本件地位確認の訴え①を整理するとして、同訴えは、要するに、(ア)主位的には、本件禁止規定が違憲であることを理由として、原告■■■■が次回の選挙において選挙運動をすることができる地位にあることの確認を求めつつ(原告は、この確認を求める限りにおいて、本件地位確認①の訴えのうち「未成年者であることを理由として刑罰を科されることなく」という部分は余事記載であるとする。)、本件禁止規定が違憲でない裁判所に判断された場合には、(イ)予備的に、本件禁止規定の違反を理由とする本件各制裁規定が違憲であることを理由として、原告■■■■が次回の選挙において選挙運動をしても、未成年者であることを理由として刑罰を科されることのない地位にあることの確認を求めるものと主張する(原告第1準備書面第1の

2 (2) ア・3 及び4 ページ参照)。

しかし、上記の主張整理は、これを図示したという【請求の趣旨において求める地位の内容】と題するベン図(同4ページ)によれば、上記(7)に係る地位が上記(4)に係る地位を包含する関係にあると読み取れるが、両者は本件禁止規定が合憲かどうかの前提を異にするという説明によれば、包含関係にないから、明らかに矛盾がある。

また、上記の主張部分に限っても、「原告[ ]が、次回の(中略)選挙において、未成年者であることを理由として刑罰を科されることなく自ら選挙運動をすることができる地位にあることを確認する」という本件変更申立書に係る請求の趣旨の記載から、確認を求める対象となる地位の内容(次回の選挙において選挙運動をすることができる地位にあることか、次回の選挙において選挙運動をしても未成年者であることを理由として刑罰を科されることのない地位にあることか)や確認を求める理由(本件禁止規定が違憲であることを理由とするか、(本件禁止規定は合憲であるとして)本件各制裁規定が違憲であることを理由とするか)に違いがある複数の請求を読み取ることは不可能である。

したがって、本件地位確認の訴え①については、本件変更申立書及び原告第1準備書面の内容を踏まえても、変更前の同訴えが不適法であると指摘してした本案前の答弁を変更する理由がないから、前記第1のとおり答弁する。

併せて、本件地位確認の訴え①が不適法である理由については、後記2のとおり主張を補充する。

なお、仮に、原告らにおいて、上記の主張部分に沿って本件地位確認の訴え①を再度整理するのであれば、これと符合するように請求の趣旨を変更するなどし、その際は確認を求める対象である法的地位の内容とその理由を明らかにし、複数の請求であるときはその関係が明らかになるように記載されたい。

2 本件地位確認の訴え①は将来における国家の刑罰権の発動の有無の確認を直接求めるものにほかならないこと

(1) 原告福■■■■、「仮に、裁判所が本件禁止規定を違憲であるとは判断せず、本件各制裁規定のみを違憲であると判断した場合には、「未成年者であることを理由として刑罰を科されることのない地位」の確認のみが認容(一部認容)されることとなる。」と主張し(原告第1準備書面第1の2(2)ア・3ページ参照)、少なくとも「未成年者であることを理由として刑罰を科されることのない地位」の確認をも求めているようである。

しかし、原告福■■■■が主張する仮定的場面(裁判所が本件禁止規定を合憲であると判断した場合)を前提とすると、未成年者が選挙運動をすることは本件禁止規定によって禁止されるのであるから、それにもかかわらず、本件禁止規定に違反しても刑罰を科されない地位の確認を求めることは、正に将来における国家の刑罰権の発動の有無の確認を事前に求めるものにほかならない。

したがって、紛争の成熟性を欠くことはもとより、対象選択の点においても不適切である(答弁書第2の3(2)・7ページ参照)。

(2) そして、このことは、本件変更申立書において、請求の趣旨に「未成年者であることを理由として」との文言が加えられたとしても、何ら変わらない。

この点、被告が「具体的な発言や行為態様を捨象して絶対的に『刑罰を科されることな』く選挙運動をすることができる地位を現時点で確認する必要性がない」と主張したのに対し(答弁書第2の4(2)・7ページ)、原告■■■■は、「いかなる行為態様であっても絶対的に刑罰を科されることなく選挙運動をできる地位の確認を求めているのではな」く、原告■■■■が求めているのは飽くまでも「原告■■■■が次回の選挙において、未成年者であることを理由として刑罰を科されることなく自ら選挙運動をすることができる地位である」として、本件変更申立書において、「未成年者であることを理由として」との文言を追加する訴えの変更を行い、これにより上記問題が解消されるかのように主張する(原告第1準備書面第1の1(2)・1及び2ページ)。

しかし、上記変更後の訴えにおいても、本件禁止規定に違反した当該未成年

年者の具体的な発言や行為態様を捨象して、絶対的に本件禁止規定の違反を理由とする刑罰を科されることなく選挙運動をすることができる地位の確認を求める点には全く変更がないから、被告が主張した上記問題は依然解消されておらず、上記訴え変更後の訴えも不適法である。

本件各制裁規定が、本件禁止規定の違反について適用される限り、当然、その適用の対象となる者は、本件禁止規定の違反行為をした時点において未成年者である。そして、未成年者(ただし、刑事責任能力のある者)には少年法の適用があることはもとより、行為時において未成年者(18歳未満)であった者については、少年法上、特定少年(18歳又は19歳)とは異なり保護処分が基本とされ、本件各制裁規定に対する刑罰が科され得るのは、少なくとも家庭裁判所が「調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるとき」に当たるとして逆送した場合に限られる(少年法20条1項、42条1項、45条5号)。これらの点に照らしても、未成年者の場合には、成年者に比べ処遇選択の幅が大きく、刑罰を科されるか否かは当該違反行為者の具体的な発言や行為態様、あるいは、非行前後の情状などによって異なり得るといえることができる。そうすると、行為者の具体的な発言や行為態様を捨象し、「未成年者であることを理由として」絶対的に「刑罰を科されることな」く選挙運動をすることができる地位を確認することは、なお対象選択の点において不適切であり、「未成年者であることを理由として」との文言を加えても、確認の利益を欠くものである。そもそも、原告■■■■が確認を求める「刑罰を科されることのない地位」は、検察官の起訴・不起訴の判断又は裁判所の刑事事件における判断を前提にして初めて確定され得るもので、行政訴訟事件の判決がその後の検察官の起訴・不起訴の判断や刑事裁判における裁判所の判断に対して拘束力を及ぼすことができる法的根拠はないから、この一事をもってしても、本件地位確認の訴え①は、対象選択において明らかに不適切である。

したがって、本件地位確認の訴え①は、確認の利益を欠き、不適法である。

(3) この点について、原告■は、「刑事裁判の手続を待たずとも、当該行為をしようとする個人の当該行為を行う権利又は法的地位には現実の危険や不安が生じている。これを除去するためには、「制裁を受けることなく当該行為をすることができる地位」について確認判決を得ることが紛争解決として有効かつ適切であるから、確認の利益がある。」などと主張し、複数の裁判例を挙げる(原告第1準備書面第1の2(2)イ・4ないし12ページ)。

しかし、未成年者である原告■において、本件禁止規定の違反を理由とした制裁を受けるリスクが認められるとしても、当該リスクを回避するためには、次回の選挙において選挙運動をすることができる地位の確認がされれば必要十分である。これに対し、本件地位確認の訴え①は、少なくともその請求の趣旨に照らせば、未成年者である原告■について、未成年者であることを理由として刑罰を科されない地位の確認をも求める点において、明らかに過剰である。

そうすると、原告■の上記主張を前提としても、本件禁止規定の違反を理由とする本件各制裁規定が違憲であることを主張して、原告■が次回の選挙において選挙運動をしても未成年者であることを理由として刑罰を科されることのない地位にあることの確認を求める必要性を根拠づけることはできない。原告■の挙げる裁判例も、いずれも、一定の行為を行うことができる権利又は法的地位の確認を求める訴えについてのものであり<sup>1</sup>、「刑罰を

<sup>1</sup> 京都地方裁判所平成26年2月25日判決は、原告が、主位的に、京都府風営法施行条例所定の第3種地域において、利用者の求めに応じて風営法2条1項2号所定の接待飲食号営業に関する情報を提供する方法により、風俗案内所を営む法的地位の確認を、予備的に、原告が、第3種地域のうちの保護対象施設の敷地から70メートルの範囲に含まれない場所において、主位的請求と同様の法的地位の確認を求める訴えについて、確認の利益を肯定したものである。また、東京地方裁判所平成22年3月30日判決及び東京高等裁判所平成24年4月26日判決は、いずれも、原告が「医薬品の店舗販売業の許可を受けた者とみなされる既存一般販売業者として、平成21年厚生労働省令第10号による改正後の薬事法施行規則の規定にかかわらず、第一類・第二類医薬品につき郵便等販売をすることができる権利(地位)」の確認を求める

科されることなく」一定の行為をすることができる地位の確認、すなわち、将来における国家の刑罰権の不発動についての一般的な確認を求めるものではないから、本件地位確認の訴え①の確認の利益を基礎づけるものではない。

したがって、原告■■■の上記主張は理由がない。

(4) 以上のとおりであるから、本件地位確認の訴え①は、確認の利益を欠き、不適法である。

### 第3 本件地位確認の訴え②の適法性に係る反論

#### 1 本件地位確認の訴え②は「法律上の争訟」に当たらないこと

##### (1) 原告■■■の主張

原告■■■は、本件地位確認の訴え②について、「原告■■■が、次回の選挙において、使用者が原告■■■が未成年であることを理由として刑罰を科されることなく、選挙運動をすることができる地位」の確認を求めらるるものであり、「被告との関係において、「他者に使用される形態での選挙運動をすることができる地位」という権利又は法律関係について主張している」から、法律上の争訟に当たる旨主張し、本件禁止規定が違憲であるとして本件地位確認の訴え①の認容判決を得るだけでは、「他者と共に選挙運動をする態様での選挙運動の自由が回復されず、現実には多くの選挙運動を行うことができなままとなる。」などと主張する(原告第1準備書面第2の1(2)・15ないし17ページ)。

##### (2) 被告の反論

しかし、原告■■■が、前記(1)のとおり、「被告との関係において、「他者に使用される形態での選挙運動をすることができる地位」とか、「他者と共に選挙運動をする態様での選挙運動の自由」などと称して原告■■■の権利又は

---

訴えについて、確認の利益を肯定したものである。

法的地位であると主張するものは、結局のところ、本件使用禁止規定により、第三者が未成年者を使用して選挙運動を行うことが禁じられることによって、未成年者である原告■が選挙運動を行うに当たって当該第三者に使用されることができないという事実上の反射的効果を受けるというものであるから、いわば反射的利益にすぎず、原告■の権利又は法的利益に当たらない。答弁書で述べたとおり、本件地位確認の訴え②の実質は、次回選挙において原告■を選挙運動に使用する可能性のある不特定の第三者が、未成年者を使用した選挙運動をすることができる地位を有することの確認を求めるにすぎないもので、原告■の法的地位の確認という形式を仮装するものである。

そうすると、本件地位確認の訴え②は、実質的に見て、原告■を選挙運動に使用する可能性のある第三者の権利又は法的地位の確認を求めるものであって、原告■と被告との間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争とはいえないから、「法律上の争訟」に当たらない。

したがって、原告■の前記(1)の主張は理由がない。

## 2 本件地位確認の訴え②に確認の利益が認められないこと

### (1) 原告■の主張

原告■は、「他者に使用される形態での選挙運動をすることができる地位に危険又は不安が現存しているものであり、これを除去するために他に適切な手段は存在しない」として、本件地位確認の訴え②には確認の利益が認められる旨主張する(原告第1準備書面第2の3(2)・18ページ)。

### (2) 被告の反論

しかし、前記1(2)で述べたとおり、本件使用禁止規定及び本件使用禁止規定の違反を理由とする本件各制裁規定は、いずれも原告■等には適用されず、不特定の第三者が次回選挙において原告■等を選挙運動に使用した場合に、当該第三者に適用されるものであるから、これらの規定を巡る公法上の法律関係又は一定の権利義務が原告■等と被告との間に生じることはない。

そうすると、本件地位確認の訴え②の確認の対象は、原告■と被告の間の権利又は法的地位ではなく、原告■を選挙運動に使用する可能性のある第三者と被告の間の権利又は法的地位であって、本件地位確認の訴え②は、原告■の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえない。

したがって、本件地位確認の訴え②は確認の利益を欠く不適法な訴えであるというほかなく、原告■の前記(1)の主張は理由がない。

#### 第4 本件各違法確認の訴えの適法性に係る反論

##### 1 本件違法確認の訴え①について

###### (1) はじめに

本件違法確認の訴え①が、法律上の争訟に当たらず、また、確認の利益も欠く不適法な訴えであることは、答弁書第2の6(2)及び(3)(11及び12ページ)並びに後記(2)及び(3)のとおりである。

###### (2) 本件違法確認の訴え①が「法律上の争訟」に当たらないこと

###### ア 原告■の主張

原告■は、本件違法確認の訴え①について、「原告■の政治的表現の自由に対する制限が違憲であることを前提とするものであり、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に当たる」から、法律上の争訟に当たる旨を主張する(原告第1準備書面第3の1(2)・19及び20ページ)。

###### イ 被告の反論

本件違法確認の訴え①において、次回選挙で原告■が未成年者であることを理由に、同人に刑罰を科すことが違法であることの確認を求めることは、裁判所が本件禁止規定を合憲と判断した場面において初めて意味を持つ。しかし、このような仮定的場面(裁判所が本件禁止規定を合憲である

と判断した場合)を前提とした場合、未成年者が選挙運動をすることは本件禁止規定によって禁止されることになり、本件禁止規定の違反を理由とする本件各制裁規定によって原告■の選挙運動が禁止されるという関係は認められない。そうすると、未成年者であることを理由として原告■に刑罰を科すことが違法であることの確認を求める訴えは、結局のところ、原告■に対する具体的な刑罰法規の適用場面を離れて、本件禁止規定の違反を理由とする本件各制裁規定の立法行為又は改廃等をしない立法不作為の抽象的な違憲(違法)確認を求めるものにほかならず、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争とはいえない。

したがって、原告■の前記アの主張は理由がない。

### (3) 本件違法確認の訴え①が確認の利益を欠くこと

本件違法確認の訴え①は、次回選挙において、原告■が未成年者であることを理由に、同人に刑罰を科すことが違法であることの確認を求める訴えであり、本件地位確認の訴え①について前記第2の2で述べた被告の反論がここでも当てはまる。

したがって、本件違法確認の訴え①は、紛争の成熟性を欠くことはもとより、対象選択の点でも不適切であるから、確認の利益を欠き、不適法である。

## 2 本件違法確認の訴え②について

### (1) 本件違法確認の訴え②が「法律上の争訟」に当たらないこと

本件違法確認の訴え②が原告■と被告との間の権利又は法律関係に係る訴えであるとの原告■の主張は、本件地位確認の訴え②に係る主張と同様であるから(原告第1準備書面第3の2(2)・20ページ)、同訴えについて被告が前記第3の1で述べたことがここでも当てはまる。すなわち、本件違法確認の訴え②は、実質的に見て、原告■を選挙運動に使用する可能性のある不特定の第三者の権利又は法的地位が害されるおそれを理由に、本件使用禁止規定や同規定の違反を理由とする本件各制裁規定の立法行為又は改廃等

をしない立法不作為の違憲(違法)確認を求めるものにほかならない。

したがって、本件違法確認の訴え②は、原告■■■と被告の間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争ではないから、「法律上の争訟」に当たらない。

(2) 本件違法確認の訴え②には確認の利益が認められないこと

前記第3の2(2)で述べたとおり、本件使用禁止規定及び本件使用禁止規定の違反を理由とする本件各制裁規定は、いずれも原告■■■には適用されず、不特定の第三者が次回選挙において原告■■■を選挙運動に使用した場合に、当該第三者に適用されるものであるから、これらの規定を巡る公法上の法律関係又は一定の権利義務が原告■■■と被告との間に生じることはない。

したがって、本件違法確認の訴え②は、原告■■■の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえないから、確認の利益を欠き、不適法である。

以 上